

**次期「かながわ水源環境保全・再生
実行5か年計画」に関する意見書**
～かながわの豊かな水源環境の保全・再生に向けて～

平成27年8月

水源環境保全・再生かながわ県民会議

はじめに

水源環境保全・再生かながわ県民会議（以下「県民会議」という。）は、5か年計画に位置づけられた「県民参加による水源環境保全・再生のための仕組み」事業として設置され、12の特別対策事業について実施状況を点検・評価し、その結果を県民に情報提供する役割を担っています。

このため、県民会議は、毎年の特別対策事業の実績を中心に点検・評価を実施してきました。

現行の5か年計画が4年目を迎え、県民会議としては、これまでの点検・評価の結果を踏まえて、次期5か年計画の検討に際して意見を述べることは、重要な役割と認識しています。

このため、県民会議では、県による次期5か年計画の検討に先立ち、これまでの8年間の取組について総合的な評価を実施し、その結果に基づき、次期計画の方向性について意見を取りまとめ、県に提出するものです。

1 次期計画策定にあたっての基本的考え方（総論）

1-1 現行の施策の評価

水源環境の保全・再生は、森林の保全・再生などをはじめとして自然を対象としたものです。このため、短期間に効果が現れるものばかりではなく、長期にわたる継続的な取組が必要とされます。

これまでの取組により、一定の事業効果が現れているものと認識していますが、施策の最終目的である「良質な水の安定的確保」に向けては、まだ道半ばの状況であり、引き続き取組を進める必要があります。

このため、現行計画に基づく特別対策事業の継続を基本として必要な見直し・強化を行い、より実効性のある内容で次期5か年計画を策定して関連事業を実施していく必要があります。

また、財源については、引き続き水源環境保全税により安定的に確保し、各事業に継続的に取り組むことが求められます。

1-2 かながわ水源環境保全・再生施策大綱

平成17年に策定されたかながわ水源環境保全・再生施策大綱（以下「施策大綱」という。）は、水源環境を保全・再生するための平成19年度以降の20年間の基本的な考え方と施策の方向性を示したものです。これまでの施策の取組状況を踏まえると、現時点において、基本的な考え方などの変更はないものと考えますが、今後の検討によっては、必要な細部の見直しを行うこともあり得ると認識しています。

1-3 かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画

(1) 基本的な考え方

これまでの2期の取組においては、施策導入時の様々な個別の課題に、重点的・集中的に取り組んできました。

今後の取組の方向性としては、施策大綱に示された20年後の将来像に向けて、神奈川の水源環境を可能な限り向上させ、持続的な状態とするための取組が求められます。

そこで、次期計画の策定にあたっては、これまでの成果と課題を検証し、実施方法の工夫を図るとともに、必要に応じて今までの目標のあり方を見直すことが重要です。

また、水源保全地域の全体を見据えて、様々な対策を相互に連携させ、良好な水源環境づくりを進めていく必要があります。

(2) 計画期間

施策大綱に則り、次期計画の期間は、現行計画と同様に、5年間（平成29～33年度）の計画とすべきと考えます。

(3) 対象施策・対象地域

ア 対象施策

水源環境保全税により実施する特別対策事業は、現行計画と同様に、「水源環境の保全・再生への直接的な効果が見込まれる取組」と、「水源環境保全・再生を進めるために必要な仕組みに関する取組」とすべきと考えます。

イ 対象地域

現行計画と同様に、直接的な効果が見込まれる取組については、県内水源保全地域及び県外上流域を対象地域とし、水源環境保全・再生を進めるために必要な仕組みに関する取組については、県民の水を守る観点から、県全域及び県外上流域とすべきと考えます。

(4) 構成事業の考え方

特別対策事業は、現行計画に基づく事業と、施策目標達成のために「一般的な行政水準」を超えて新たに取り組む事業及び拡充する事業を構成事業とする考え方を原則とすべきです。

(5) 事業費規模

事業費規模すなわち水源環境保全税の規模については、次期計画が施策大綱に基づき策定されるものであることから、現行計画と同規模の水準を基本として検討し、必要な事業費を確保すべきです。

2 次期計画に盛り込む水源環境保全事業の考え方（各論）

2-1 森林関係事業

- 森林関係事業については、荒廃が進んでいた私有林で重点的に整備を行うとともに、シカ管理対策をはじめ様々な対策を進めてきました。この結果、下層植生が回復し、土壌保全が図られるなどの成果が出てきており、概ね順調に進められていると評価できます。今後は、これまでの成果と課題を踏まえ、以下の点に留意しつつ取組を進める必要があります。
- 県内水源保全地域全域において森林の水源かん養や生物多様性の保全などの公益的機能を向上させるため、これまで重点的に取り組んできた私有林整備に加えて、高標高域の県有林等も含め、森林全体を見据えた総合的な観点から対策を推進すべきです。
- 第2期計画から始めたシカ管理と森林整備の連携の取組を踏まえ、シカ管理と森林整備、土壌保全対策を組み合わせながら、より広範囲で取り組む必要があります。
- 気候変動による災害頻発への懸念や台風等による災害の発生状況を踏まえ、森林の生育基盤である土壌の保全を図るため、土木的工法を含めた土壌保全対策の強化に取り組むべきです。
- 森林の立地条件等に応じて、混交林や巨木林など多様な樹種からなる森林への着実な誘導や、森林資源の有効利用の促進等による民間主体の森林管理への誘導に努めるべきです。また、ブナ帯の森林再生にも引き続き取り組む必要があります。
- 県による公的管理が終了した私有林等について、森林の公益的機能の維持を図るため、森林管理の新たな仕組みの構築を検討すべきです。
- 水源の森林エリア内において、県が広域的な視点で進めてきた森林整備だけではなく、地域特性に応じたきめの細かい森林整備を進めるために、市町村も主体的に取組を実施できるような仕組みを検討すべきです。

2-2 水関係事業

- 水関係事業については、河川・水路の自然浄化対策、地下水の保全対策、県内ダム集水域における公共下水道や合併処理浄化槽整備などを着実に進めてきた結果、河川の自然環境の改善や生活排水処理の進展など、一定の成果が見られています。今後は、これまでの成果と課題を踏まえ、以下の点に留意しつつ取組を進める必要があります。
- 河川・水路における自然浄化対策については、これまでの取組により効果的な手法も確立しつつあります。今後も、工夫を重ねながら、生態系に配慮した整備を継続する必要があります。
- 地下水汚染箇所においては、引き続き浄化対策を実施するとともに、その他の地域においても長期的にモニタリングを継続する必要があります。
- 県内ダム集水域における生活排水対策については、これまでの取組を継続して一層の整備促進を図る必要があります。その際、地域により進捗状況や整備促進上の課題が異なることから、地域の実情に応じたきめ細かい支援を検討すべきです。

- 合併処理浄化槽の整備については、今後は事業所等における大規模な合併処理浄化槽整備への支援強化も検討すべきです。
- ダム湖下流域における生活排水が、水源水質に負荷を与えている状況が見られることを踏まえ、負荷軽減に向けた支援区域の拡大を検討すべきです。

2-3 県外上流域対策関係

- 相模湖等の集水域である山梨県側では、山梨県との共同により、整備の遅れた森林を対象とする間伐等の森林整備や、桂川清流センターにおいてリン削減効果のある凝集剤による排水処理を実施しています。こうした県外上流域対策を引き続き継続し、長期的に取組の効果を見定めるとともに、酒匂川流域である静岡県の県外上流域では、水質等の状況把握を継続する必要があります。

2-4 モニタリング・県民参加の仕組み関係

- モニタリングについては、施策の効果を的確に把握し、県民に分かりやすく明示するとともに、県民意見を施策に反映するために必要不可欠です。今後は、より総合的な観点からの評価も求められることから、長期的・継続的に行う必要があります。
- 現行計画の中でこれまで県民会議が構築してきた県民参加の仕組みを、次期計画にも位置付けて継続するとともに、工夫を重ねながら発展させる必要があります。
- 水源環境保全・再生施策に対する県民の理解を促進し、水源地域の重要性についての認識の共有を図るため、都市部とダム周辺部、上流と下流など、様々な交流を含めた啓発の取組をさらに拡大する必要があります。

【水源環境保全・再生施策の実施に係る個別事項に関する県民会議委員の意見（参考）】

本意見書の検討にあたり、県民会議委員から提出された個別事項に関する意見や検討されたい意見を以下に述べる。

2-1 森林関係事業

- 広葉樹林の整備について、今後は、最小限の手入れでは効果が上がっていない場所など、改善する現場の洗い出しや、手直しの計画が必要である。
- 丹沢で広葉樹林が残されている場所は、急峻な斜面が多く、表土流出、斜面崩落が加速度的に進行しており、今後、管理径路の設置も最小限に抑え、工法を工夫するなどして、植生回復に向けての十分な配慮が必要である。
- 20年間の事業が終了するまでには、公的管理の後を引き継いで、自立して整備を行う森林所有者が出てきやすいような環境を整える配慮が必要である。
- 県が前面に出て森林整備を行うことで、多くの試行錯誤と共に、手法の開発が進んでいくことはよいことであるが、それをどう地域や森林所有者に還元し、最大限活かしていくかということを考えると、現行の入札方式は必ずしも適した方法であるとは言えず、今後は林家自身の施業への参加のあり方が課題になる。
- 労働力の定着の観点からも、林業事業体の安定的な受注体制の確保を図るため、森林整備業務の包括的な発注の拡大を検討していただきたい。
- モニタリングの質的指標が、「森林が適正に手入れされている状態」とされているが、人工林と広葉樹林では、「適正な手入れ」とその「状態」はおのずと異なるはずであり、現場で施業にあたる伐採業者や現場担当者に対し、目標とする森林の状態や指標を明確に示していく必要がある。
- 貴重な水源の森林の将来に影響することなので、実験林を設定して試行するなど、目標林型への誘導により適した施業手法を模索すべきで、そうした研究の場を設けることを提案する。
- かながわ森林塾を修了した人材が末永く林業で活躍していくには確保された水源林の存在が欠かせず、そのような観点からも長期施業受委託のような長い期間にわたって森林の面倒を見ていけるシステムが必要である。
- 戦略的な森林経営の面からも、林業に女性の視点は不可欠であり、女性職員の配置は不可欠である。
- 施策の企画や実施のあらゆる段階において、そこに女性の視点があるか、女性が水源地域に魅力を感じるようになるか、という視点による点検が求められる。
- 森林塾は、次の時代に向け、兼業者と経営者の育成対策など今後の塾のあり方の議論が必要である。
- 20年間が終わったときに、何人の後継者が生まれればこの状態は解消して、それに向けてどう人材や産業を育成したり、仕組みをつくったりすることが可能なかを示すことが問題の解決になる。
- IT・ICTの遅れが、神奈川県的林業関係者の課題であり、川上と川下、横の関係を結ぶ上で、広く情報を得ることは欠かせない。
- 架線集材技術の復活のためには、地域の自伐林家に向けて、集材のための新しい道具も開発されているので少額投資で気軽に参入できる方法が確立されていることを積極的にアピールする必要がある。
- 撃った鹿の利活用を進めるためには、既存の食肉事業の一環として加工ラインを設けることが最も効率がよく、県はそうした事業者への助成を検討する必要がある。
- 罾は、体力の低下した高齢者でも経験の少ない若者でも容易に参入できることから、森林組合や林業会社などの森林従事者に罾の免許を取得を奨励すれば、狩猟従事者の間口を広げることができる。
- 未熟な技術での罾設置による錯誤捕獲や事故などの課題もあり、安易に罾を推奨するのではなく、地元猟友会などの意見を十分考慮した上で検討すべきである。
- ブナ林の調査研究は、専門知識と技術が必要な分野であり、研究成果が出るまでにある程度の期間が必要と思われることから、長期のプロジェクトを遂行するために、研究員の体制強化が必要と思われる。
- ブナの立ち枯れの対策が必要であり、前段階として、土壌に手を加えた場合の効果を見るために、実験林あるいは実験木の設定を提案したい。
- 県民に傷んだ山への理解と森林整備への協力を求め、そのためには丹沢大山の材を使った住宅リフォームが最大の貢献となること、地域の文化や生活を知ってその地域のファンとして長く支援をする方法があることなどを、産公学民が連携して発信していく必要がある。
- ハウスメーカーとの差別化に苦勞している町場の工務店や設計事務所が顧客に提案しやすいように、厚手のフローリングとその穴埋め材、壁材、大黒柱となる長尺材など、丹沢大山ファンのための適切なブランドの企画が必要である。
- 治山治水工事とその後の森林整備とが矛盾しないよう、双方の計画のすり合わせが大切である。
- 溪畔林整備事業を積極的に進めていただきたいが、事業対象区域を明確化するとともに、指標追加などモニタリングの規模をもう少し拡大していただきたい。
- 溪畔林整備は新しい概念の事業であり、生物の生息環境等について新しい基準や考え方が出て来ていることを踏まえ、それらも取り込みながら実施していただきたい。
- 間伐材の搬出促進に水源税を使うことに違和感を覚える意見もあるようだが、間伐により水源涵養機能が高められ、その木を使うことで森林の役割が発揮できるものと考え。県有林や公社造林と違い一般的に水源林は保育が不十分で形質の悪い木が多く、材価も低いので、補助金が無ければ水源林の搬出はできない。

- 間伐材の搬出促進が水源環境保全に貢献する体系図が描けず、投入される税金と効果の説明などの点からも水源環境保全税の性格を分かりにくいものにしており、特別対策事業としての継続も含めて事業のあり方の検討が必要である。
- 市町村には県のように林務専門の人材が乏しいため、効果的な整備の設計を行う上で、金銭面だけではなく、技術面での県からの支援が必要である。
- 高齢級間伐については進捗率が低く、長期施業受委託方式などへの移行を図り、一層の促進を図ることが課題である。
- 森林への関与をどう多様化・多角化し多面的に取り組むかという試みは絶えず求められる。

2-2 水関係事業

- 元来、河川や水路は人工物で整備をすれば、浄化能力はなくなり、景観、生態系へのダメージの方が高くなる。河川や水路を整備するのではなく、原因である生活排水対策や周辺の緑地対策のほうが効果が高い。モニタリングで見てきた限りでは、効果のある整備は見ることができなかった。今後の検討が必要である。
- 直接浄化対策は一時的な対処であり、水源環境保全・再生の趣旨からみて除外してもよいのではないか。
- 地下水の保全にとって農地の水源涵養・水質浄化機能も重要であり、農地の維持を図るため、農地、水路等の適正な維持管理活動への支援の検討も必要である。
- 飲み水としての地下水に加え、現在の大規模な豪雨をもたらす気象状況を考慮し、平地での水源かん養を高める対策を検討する必要がある。
- 下水道整備は、将来にわたって自治体の財政負担となる性格の事業であることから、計画の見直しを検討している市町村を支援するメニューとしての、コミュニティプラントへの切り替え助成や、戸別浄化対策に資する新たな技術の開発を急ぐことが期待される。
- 事業のねらいを富栄養化したダム湖の水質改善としている以上、富栄養化したことがない丹沢湖の水質改善に緊急性はなく、ダム集水域に関して対象地域の検討が必要である。
- 遅れている事業の加速の視点で考えれば、酒匂川上流のキャンプ場群において無処理で川に垂れ流し続けている事例への対応こそ、優先して取り組まれてよいことである。
- 公共下水道の整備促進により生活排水由来の汚濁負荷を軽減出来る面は有益性があるが、設備の維持管理コストの増加についても考慮し、コスト軽減のための受託企業選択、代替方法等を検討する必要がある。人口減少や超高齢化社会の影響による社会保障費増大など、今後の社会状況も踏まえた包括的な事業計画が必要であり、市町村の財政負担が増加することで県や住民への費用負担を求めることがない計画的な整備促進が求められる。
- 取水堰は河口近くにあることを踏まえ、対策地域をダム集水域に限定せず、2つの河川全体を見て課題の部分に集中して対策が行われるべきである。現実的には中流～下流の方が人口が集中し、上流域よりも違法状態や既存不適格の箇所も多く、今後はこうした対策に取り組む意欲の高い自治体への支援に視点を変えた方がよい。

2-3 県外上流域対策関係

- 桂川清流センター事業に関して、設備稼働後の事業達成度の表し方について検討する必要がある。

2-4 モニタリング・県民参加の仕組み関係

- 今後、森林整備事業の評価及び報告を行うための新しい調査として、全ての整備箇所について、①整備直前の林相（林況）、②整備内容（整備を繰り返したらその履歴）、③整備直後の林相、④整備後（3～5年後）の林相、を台帳として記録し、基礎データの収集を行う必要がある。
- モニタリングについて、調査した情報の活用も考え、地域の方にも情報の価値を伝えることで「もっとこの川をきれいにしよう」などの次のアクションにつなげていくことが期待される。
- 植生保護柵などを設置する際に、人通りのある箇所においては、水源環境保全税で行っている旨の周知に努める必要がある。
- 試験的に高校生・専門学校生・大学生をもり・みずカフェ（県民フォーラム）に招き、委員と共に県民との対話に参加してもらうことについて検討していただきたい。
- 市民事業団体の経済的自立にとって最も有効な手段は薪の販売であり、そこで必要となる架線集材技術の修得と、架線や薪を作る資機材の購入に助成を行うことで即効性が期待できる。
- 市民団体も鹿問題への関心は高く、鹿に関する情報提供や、畏免許の取得に道を開くことも活動の活性化に効果が期待できる。